

# 市県民税の申告

## ■申告が必要な人

平成15年1月1日現在市内在住

で、次のいずれかにあてはまる人

- ① 営業・農業・その他の事業所得がある人（所得税の申告を行う人は、市県民税の申告は必要ありません）
- ② 事業主から市へ給与支払報告書が未提出の人（日雇い・パートなどの人は、事業主に確認してください）
- ③ 配当・譲渡・大工・左官・地代・家賃などの収入がある人
- ④ 給与以外にも、農業や不動産などによる収入がある人

※国民健康保険加入者は、所得の有無に関わらず、必ず申告してください。申告がないと、保険料の軽減措置を受けられないことがあります。また、昭和14年4月1日以前生まれの人と同一世帯の人は、介護保険料の算定の資料となりますので、収入がなくても申告をお願いします。

## ■申告が必要ない人

- ① 平成14年分所得税の確定申告を行う人
- ② 勤務先から市へ給与支払報告書の提出があった人で、給与所得以外の所得がない人
- ③ 平成15年1月1日以前に死亡した人（1月2日以降の死亡者は課

税され、相続人などへ納付をお願いします。）

## 申告に必要なもの

### ■印鑑（朱肉を使用するもの）

■申告書（税務署から届いていない人は、申告会場にあるものをご利用ください）

### ■収入を証明するもの

- ① 給与所得者：源泉徴収票（必ず発行してもらってください）
  - ② 年金受給者：公的年金などの源泉徴収票
  - ③ 営業・農業・その他事業・不動産所得がある人：収支内訳書
  - ④ 大工・左官・縫製などの人：賃金支払明細書（必ず発行してもらってください）
- 控除を証明するもの（領収書・証明書がない場合は控除できません）
- ① 生命保険料・個人年金保険料・損害保険料の控除証明書
  - ② 小規模企業共済等掛金領収書
  - ③ 医療費の領収書
  - ④ 事業の経費を証する領収書

## ご注意

期限が近づくと、会場が大変混雑します。申告はお早めに済ませてください。また、申告会場では、受け付け人数に限りがあります。そのため、定刻前に締め切ることもありますのであらかじめご了承ください。

## 税務署・税務課からのお知らせ

### 給与所得者の

所得税還付申告を受け付けます

◇とき 2月13日（木）・14日（金）

午前9時30分～正午・午後1時～4時

◇ところ 文化会館

3階第1展示室

◇対象 所得税が源泉徴収されている人で次のような人

- 医療費控除を受けようとする人
- 住宅借入金等特別控除を受けようとする人
- 年末調整で所得控除の申告もれがある人
- 昨年退職してその後は就職しなかったために年末調整をしていない人、または退職所得から所得税が源泉徴収されている人
- 雑損控除（風水害などの災害により、住宅や家財など通常の生活に必要なものに損害を受けたときに対象となる控除）を受けたい人
- その他配当控除、寄付金控除などを受ける人

※申告書は、控除額の計算や申告書の書き方についての説明を受けながら、ご自身で作成し、提出していただきます。

インターネットで所得税の確定申告書が作成できます

国税庁ホームページで所得税の確定申告書を作成して、打ち出した申告書を税務署に提出できるようになります。詳しくは関税務署へ

※国税局ホームページアドレス

http://www.nta.go.jp

譲渡所得の申告に関する相談に応じます

平成14年中に土地、建物の資産を売却するなどして、譲渡所得の申告をする人は、次の期日に関税務署の専門職員が相談に応じます。

◇とき 2月27日（木）・28日（金）  
3月3日（月）4日（火）・5日（水）

◇ところ 文化会館

## 問い合わせ先

- 税務課市民税係  
内線 2 1 3 ・ 2 1 4
- 関税務署  
0 5 7 5 ・ 2 2 ・ 2 2 3 3
- 申告受付場への直通ダイヤル  
2 5 ・ 4 5 5 2